

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 8 月 1 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800021号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800014号

第1 結論

昭和52年8月から昭和53年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年8月から昭和53年11月まで

私は、会社を退職した直後の昭和52年8月中旬頃に、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行った。後日、納付書が送られてきたが、年金手帳はずっと後になってから、忘れた頃に送られてきた。

請求期間の国民年金保険料は、私が、2か月ごとにA市B区役所の窓口で、母親の国民年金保険料と一緒に、郵送されてきた納付書に現金を添えて納付した。

私の国民年金保険料の領収書は結婚した際に処分してしまったが、一緒に納付していた母親の昭和52年12月から昭和53年11月までの領収書が残っており、私が請求期間の保険料を納付していたことを示す資料として提出する。なお、昭和52年8月から同年11月までの母親の国民年金保険料の領収書は残っていないが、当該期間の私の領収書も今回提出する母親の領収書と同じ様式のものだったと記憶している。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和52年8月中旬頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年12月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、郵送されてきた納付書に現金を添えて、2か月ごとに、A市B区役所で納付していたと主張しているところ、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、昭和52年8月から昭和53年3月までは過年度納付により、

同年4月から同年11月までは現年度納付により、それぞれ遡って納付することは可能であるが、A市B区役所では、制度上、過年度納付により保険料を納付することはできない上、請求者は、遡ってまとめて納付したことはないと陳述していることから、請求者の主張する保険料の納付方法及び納付場所と一致しない。

さらに、請求者は、自身の領収書は処分してしまったものの、保険料を納付していたことを示す資料として、一緒に納付していた母親の当該期間の大半の領収書(写)を提出しているが、A市B区は、当該領収書(写)は国民年金協力員(集金人)に保険料を納付した場合に発行されるものであると回答している。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。